

横浜市立港湾病院の指定管理者による
管理の準備に関する協定書

横浜市立港湾病院の指定管理者による管理の準備に関する協定書

横浜市立港湾病院の管理に関し、横浜市（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市立港湾病院の指定管理者による管理の準備に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、横浜市立港湾病院の管理に関する業務について、乙が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けたことから、今後、甲及び乙が互いに誠意を持って連携を構築した上で、横浜市立港湾病院の指定管理者による管理に関する基本契約（以下「指定管理基本契約」という。）及び横浜市立港湾病院の指定管理者による管理に関する年度契約（以下「指定管理年度契約」という。）を締結することに向けて、甲及び乙の義務を定め、その他横浜市立港湾病院の管理に関する業務の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理業務）

第3条 甲は、乙を指定管理者として指定した期間、横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）（以下「条例」という。）第7条各号に掲げる横浜市立港湾病院の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を乙に行わせる。

（指定管理に係る契約）

第4条 甲及び乙は、管理業務の細目その他の事項（以下「契約事項」という。）を定めるため指定管理基本契約及び指定管理年度契約を締結するものとする。

2 指定管理基本契約では、契約事項のうち、乙を指定管理者として指定した期間に継続して実施する事項を定めるものとする。

3 指定管理年度契約では、契約事項のうち、甲の予算執行を伴うため年度ごとに定める必要のある事項を定めるものとする。

4 甲及び乙は、契約事項を定めるに当たり、必要な事項について十分に協議するものとする。

5 甲及び乙は、前項の協議においては、条例第8条第1項に基づき甲が定めた「横浜市立港湾病院指定管理者の指定条件について」並びに同条第2項に基づき乙が提案した横浜市立港湾病院において実施しようとする医療の内容その他横浜市長が定める事項並びに同項に基づき乙が提出した事業計画書及び横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則（平成12年3月横浜市規則第26号）第17条第2項各号に掲げる書類の内容に基づいて、良質な医療を市民に提供できるよう努めなければならない。

（準備行為）

第5条 乙は、本協定締結後平成17年3月31日までの間（以下「準備期間」という。）について、自己の費用と責任において管理業務の実施に関し必要な準備行為を行うものとする。

2 甲は、前項の準備行為を円滑かつ確実に行うことができるよう、乙に必要な助言及び協力を行う。

3 乙は、第1項の準備行為について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務

規定による会計方式に基づき会計処理を行うとともに、甲が必要と認めるときは、その処理の状況を報告するものとする。

(移転先施設の維持管理)

第6条 甲は、前条第1項の準備行為を円滑に行うため、準備期間について、港湾病院移転先施設の維持管理を乙に行わせるものとする。

(利子相当額の補助)

第7条 甲は、乙が管理業務の実施のため行う医療機器等の整備に伴う資金調達によって生ずる利子相当額について、乙に補助することができる。

2 前項の補助の額は、当該年度に甲が措置する予算の範囲内の額とする。

3 第1項の補助の方法については、甲が定める。

(指定管理に係る契約の不調の場合の処理)

第8条 甲、乙いずれの責めにも帰すことのできない事由により指定管理基本契約及び指定管理年度契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が管理業務の準備に関して既に支出した費用（前条第1項に基づく補助の費用を除く。）は各自の負担とし、相互に債権債務は生じないものとする。

(協定の変更)

第9条 甲及び乙は、天災地変、社会経済情勢の著しい変動等により、本協定に定める事項が実態にそぐわなくなったときは、双方協議の上、内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する事項について知り得た情報を相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないものとし、及び本協定の履行の目的以外には使用しないものとする。ただし、法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項が生じ、又は本協定に疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年3月31日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 中 田 宏

乙 東京都港区芝大門一丁目1番3号
日本赤十字社
社長 藤 森 昭 一